

令和6年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4-1	パナソニック産機システムズ株式会社 中部支店	名古屋市中区丸の内1-17-19	R7.3.12	R7.4.11	1か月	建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置したとして営業停止処分を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、パナソニック産機システムズ株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-6)
4-2	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 中部支店	名古屋市中村区名駅南2-7-55	R7.3.12	R7.4.11	1か月	建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置したとして営業停止処分を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、パナソニックEWエンジニアリング株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-6)

令和6年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3	株式会社佐藤渡辺 尾張小牧営業所	小牧市大字下末字長田832	R7.3.12	R7.6.11	3か月	福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、株式会社佐藤渡辺を含む3社は、入札前に受注予定者を決める受注調整をしていたとして、令和6年10月7日、株式会社佐藤渡辺の石川営業所長、他2社の役員等が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴された。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社佐藤渡辺に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-4)

令和6年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2-1	損害保険ジャパン株式会社 名古屋支店	名古屋市中区丸の内3-22-21	R6.11.22	R6.12.21	1か月	該当事が、民間企業等が発注する損害保険契約において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、損害保険ジャパン株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-1 ロ)
2-2	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 名古屋支店 名古屋第三支社	名古屋市中村区平池町 4-60-12GGビル17F	R6.11.22	R6.12.21	1か月	該当事が、民間企業等が発注する損害保険契約において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-1 ロ)

令和6年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2-3	東京海上日動火災保険株式会社 愛知南支店	名古屋市中区丸の内二丁目20番19号名古屋東京海上日動ビルディング12F	R6.11.22	R6.12.21	1か月	該当事が、民間企業等が発注する損害保険契約において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、東京海上日動火災保険株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-1 ロ)

令和6年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1-1	大成建設株式会社 中部支店	名古屋市中村区名駅1-1-4	R6.6.6	R6.7.5	1か月	大成建設株式会社が共同企業体として請け負った「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、同社の現場代理人は、令和5年4月18日に発生した一次下請業者の作業員が負傷した事故について、遅滞なく労働者死傷病報告書を鵜沢労働基準監督署長に提出すべきところ、一次下請業者の作業所長と共謀して、同年7月4日に至るまで報告書を提出しなかった。 これにより、鵜沢簡易裁判所から、令和6年3月26日、現場代理人が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、大成建設株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-8)